

令和 7 年 8 月 1 5 日
北海道北見バス株式会社

一般乗合バス（路線バス）の上限運賃変更認可申請について

北海道北見バス株式会社（本社：北海道北見市、代表取締役：福村泰司）は、令和 7 年 8 月 1 5 日、国土交通省北海道運輸局へ一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請を行いました。申請理由および申請概要等は次のとおりです。日頃より、ご利用いただいておりますお客様におかれましては、何卒事情をご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 申請の背景

弊社の一般路線バス事業は平成 9 年 6 月 1 日改定を最後に、消費税率改定を除き約 2 8 年間改定を行わず輸送サービスを提供してまいりました。しかしながら、昨今の燃料費・人件費・車両整備費等の高騰に加え、バス運転士の確保や車両維持のためのコストが年々上昇しており、安定的な路線バスの運行を維持することが困難になりつつあります。当社では経費削減、効率化、補助金の活用など、経営努力を続けてまいりましたが、それだけでは現行運賃水準でのサービス維持が困難な状況にあることから、この先も安定的な路線バス運行を維持するためには経営改善が必要と判断したため、この度上限運賃変更を申請いたしました。

2. 申請内容の概要

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1) 申請日 | 令和 7 年 8 月 1 5 日 |
| (2) 実施予定日 | 令和 8 年 1 月 1 日 |
| (3) 申請対象路線 | 当社一般乗合バス路線
(予約制都市間バス並びに女満別空港線は除く) |
| (4) 上限運賃の平均改定率 | 2 7 . 4 % |
- 実施運賃の平均改定率も同程度を予定
改定後の実施運賃詳細は、本申請の認可後に改めて公表いたします。

※上限運賃：一般乗合バス事業の経営に必要な原価に応じて算出されるバス事業者が収受してもよいとされる運賃の上限額です。

※実施運賃：認可が得られた上限運賃の範囲内で実施する実際にお客様から収受する運賃額です。

(5) 現行・申請運賃比較表

	現 行	今回申請
基準賃率	5 2 円 2 0 銭	6 9 円 2 8 銭
初乗運賃	1 5 0 円	1 9 0 円
均 一 制	2 1 0 円	2 7 0 円

※基準賃率とは、キロ当たり賃率のことで運賃を計算する際の基準となる値です。

3. 輸送人員及び収支状況

		輸送人員	収支状況
令和5年度（実績）		1, 8 6 8 千人	△ 4 3 1, 2 9 5 千円
令和8年度平年度推計	改定前	1, 9 3 9 千人	△ 4 9 6, 3 1 2 千円
	改定後	1, 9 1 0 千人	△ 3 8 8, 5 4 8 千円

※令和8年度平年度推計の改定後は、申請上限運賃での推計値です。

■本件に関するお客様からのお問い合わせ先
北海道北見バス株式会社
TEL 0570-007788

■本件に関する報道機関からのお問い合わせ先
北海道北見バス株式会社 乗合事業部
佐々木、佐藤 TEL 0157-68-1011
(平日 9:00～17:00)